

生徒心得



校訓「信愛 自立 向上」

愛媛県立松山盲学校 中学部

目 次

1	服装	1
2	安全	1
3	校内生活	2
4	校外生活	3
5	届けおよび許可願い	3
6	賞罰	4

1 服装

- (1) 服装規程を守り、身なりを整える。
- (2) 登下校時及び校内では定められた制服を着用する。(場合により異装も可)
 - * 夏服 6月1日～9月30日
 - * 冬服 10月1日～5月31日(5, 6, 9, 10月には気候により中間服の着用期間を設ける)

2 安全

- (1) 外出のときは、白杖を使って交通安全に努める。
- (2) 自転車通学は認めない。
- (3) 移動の際には、公共交通機関を利用し、同行者とともに行動することとし、自転車の運転をしない。
- (4) 不審者等に声を掛けられる等、危険を感じたときは、すぐに警察に連絡し、保護者や学校にも連絡をする。

3 校内生活

学校は学習の場である。進路を考え目標を設定して継続的に学習する。

(1) 登校・下校

ア 午前8時20分までに登校するよう心掛ける。

イ 登校後、下校までの間に学校を離れるときは、担任の許可を受ける。

ウ 午後4時50分までに下校する。

それ以後学校で活動するときは、担当教員または担任の許可を受ける。

(2) 試験

ア 不正をしない。

イ 病気等で試験を欠席するときは、速やかに医師の証明書を提出する。

(3) その他

ア 公共物を大切にし、校内美化に努める。

イ 不必要な貴重品や、多額の現金は持ってこない。やむを得ず持ってきたときは、担任に預ける。

4 校外生活

端正な服装、言葉遣いや態度に注意する。

- (1) 外出するときは、外出先・帰宅時間・同行者等を保護者に連絡する。
- (2) 暗くなってからの単独での外出はしない。
やむを得ず外出するときは、同行者と一緒
に行動するよう心掛ける。
- (3) 本校の生徒として、ふさわしくない場
所・施設へは立ち入らない。
- (4) 深夜徘徊（午後 10 時以降の外出）、無断
外泊はしない。

5 届けおよび許可願い

(1) 欠席するとき

欠席をするときは、保護者を通じて、担任に前もって連絡する。

当日急きょ欠席する場合には、午前 8 時 20 分までに、電話等で担任または中学部の教員に連絡する。

(2) 公欠願

学校を代表しての公式の大会・試合・発表会に参加する場合や、入試・就職活動、身体障害者手帳・療育手帳の申請・更新手続き等の場合には、公欠願を提出する。

(3) 単独通学練習届・願

通学については、原則、保護者同伴とする。ただし、特別な事情がある場合においては担任に申し出ること。

(4) 部活動延長許可願

午後 4 時 50 分以降に部活動をするときは、顧問を通じて校長の許可を受ける。

(5) その他

必要な書類は、提出期限を守り速やかに提出する。

6 賞罰

褒賞規程により校長が認めた場合、「校長賞」「特別賞」を与える。